相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県南蒲原郡田上町大字曽根新田五五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小柳　幹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

事務所新潟県三条市興野二丁目二番五〇号　メゾン・ド一番館Ⅱ二〇五号髙野義雄法律事務所　相続財産管理人　弁護士　栗田　佳和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市知利別町一丁目四三番地、最後の住所静岡県焼津市浜当目三丁目八番一二号　被相続人　亡　笹川　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

静岡市葵区紺屋町一一番一九号静鉄紺屋町ビル七階杉山伸也法律事務所　相続財産管理人　弁護士　杉山　伸也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市緑区大高町字鷲津一六三番地、最後の住所愛知県愛知郡長久手町菖蒲池三〇三番地Ｌ，Ａｂｒｉ　ＯＶＯ二〇四号　被相続人　亡　飯塚　芳生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

事務所名古屋市中区丸の内二丁目一八―一四ＩＣＰ丸の内ビル七〇五藍法律事務所　相続財産管理人　弁護士　平野　由梨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府富田林市若松町一丁目一二五番地の一、最後の住所大阪府富田林市若松町一丁目一七番五号　被相続人　亡　西端セイノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階堺みなと法律事務所　相続財産管理人弁護士　唐﨑　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県大川郡鶴羽村一六六二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岡口久米次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

香川県高松市牟礼町牟礼二一番地一　相続財産管理人　吉原　昌宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南島原市深江町丁二〇三番地、最後の住所福岡県糸島市志摩師吉一二〇〇番地　被相続人　亡　川田キミヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

福岡県糸島市二丈吉井三九七九番地三　相続財産管理人　磯部　絹代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区赤坂二丁目一六番、最後の住所北九州市小倉北区上富野三丁目一一番二―一〇五号　被相続人　亡　横山冨美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

北九州市小倉南区田原新町二丁目九番一二―二〇二号　相続財産管理人　司法書士　島田　直明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県下益城郡城南町大字隈庄四九二番地、最後の住所熊本県下益城郡城南町大字隈庄四九六番地一　被相続人　亡　橋口　絹恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

事務所熊本市二本木三丁目一番二八―四〇三号　相続財産管理人　司法書士　松永朋子こと　柗村　朋子

無縁墳墓等改葬公告

広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年十月十九日

一　墳墓等の所在地　広島県安芸郡府中町青崎中一二番三六号

一　墳墓等の名称　宗教法人西方寺納骨堂

一　死亡者の本籍及び氏名　奥田（一体）、神谷（三体）、吉岡（一体）、正藤（三体）、桑野（一体）、友野（二体）、嶋本（一体）、山崎（一体）、不詳四体、以上本籍はすべて不詳

一　改葬を行おうとするもの　広島県安芸郡府中町青崎中一二番三六号　宗教法人西方寺　代表役員　佐々木浄珠

前払式特定取引業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二に準用する同法第二十九条及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、当該前払式特定取引業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

①　名称　株式会社サンセレモ

②　代表者の氏名　平田　正彦

③　主たる営業所の名称及び所在地　営業本部　福岡県久留米市諏訪野町二七〇五番地の一

④　その他の営業所及び代理店の名称及び住所　営業本部　福岡県久留米市諏訪野町二七〇五番地の二、草木迫代理店　福岡県久留米市山川市ノ上町九―三二、祭礼センター　福岡県久留米市西町六〇九番地の二、筑後支社　福岡県筑後市山ノ井八六七番地の一、サンハピネス　福岡県久留米市諏訪野町二七〇四番地の二、匠代理店　福岡県久留米市西町六〇九―二、小郡営業所　福岡県小郡市祇園二丁目八―七、八女営業所　福岡県八女市本町一の二二六、鳥栖営業所　佐賀県三養基郡みやき町簑原五六四四―二、筑後営業所　福岡県筑後市和泉一〇四九―一、西町営業所　福岡県久留米市西町六〇九―二、山川営業所　福岡県久留米市諏訪野町二七〇五番地の二、大手営業所　福岡県久留米市大手町二―二二

二、当該前払式特定取引業者であった者の許可の年月日及び許可の取消し又は失効の年月日　許可の年月日　昭和四十九年八月二十三日　許可の失効年月日　平成二十三年四月一日

三、当該前払式特定取引業者であった者の営業保証金又は前受業務保証金の額　営業保証金の額　七十五万円

四、前号の営業保証金又は前受業務保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を北海道経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金又は前受業務保証金は取戻されます。

平成二十三年十月十九日

札幌市中央区南五条東四丁目一番一号　株式会社サンセレモホールディングス　代表取締役　樵田　剛臣